

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

道路は、日常生活をはじめ経済・社会活動、防災対策等を支える重要な社会基盤となっている。本市は、古くから交通の要衝として栄え、近年では、東海環状自動車道や国道の整備により、全国へのネットワークの構築や地域連携が進むなど、道路整備により絶大なストック効果が生み出されている。

また、毎年のように発生する自然災害等の復旧・復興に大きな役割を担っている。

本市においては、豊かで安心・安全な地域づくりのために、道路整備の更なる推進が必要不可欠となっている。

よって、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年8月30日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
国土交通大臣